

フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察 (1)

— 1879年師範学校設置法の成立過程を中心に —

尾上 雅信

本稿ではまず第一に、本研究課題にかかわる内外の先行研究のレビューを行なった。その結果、フランスにおける近年の研究動向(問題関心)として、長期にわたり初等教員養成を独占してきた師範学校制度の完全廃止という現今の教員養成改革の背景となる伝統的師範学校体制の限界をあきらかにしようとする潮流を確認した。本稿もこの問題関心を継承しつつ、さらに歴史的に遡及して1879年師範学校設置法の成立過程に関する考察を行うための基礎作業の一環として1879年1月に議会(下院)に提出された法案とその提案理由報告をとりあげ、それらがその後の議会における法案審議の争点を生み出す端緒となったことをあきらかにした。

Keywords : 第三共和政, 教員養成改革, 師範学校, ポール・ベール

1. はじめに

(1) 研究目的 — 問題の所在

本研究の目的は、現在、抜本的な改革が進む義務教育(制度)改革において、その中核的な位置を占める教員養成(制度)改革のあり方を考えるための一定の展望を提供するため、改革経緯の歴史的類似性をもつフランスを具体的素材としてとりあげ、その教員養成制度改革の基本的特徴を歴史的アプローチによってあきらかにすることにある。より具体的には、フランスにおいて現在進行中の教員養成制度改革について、それが必要とされた歴史的必然性ないし根拠をさぐるための基礎的考察をおこなうことを目的とする。そのための具体的研究対象として、フランスにおける1980年代までの教員養成制度の原型が構築された第三共和政初期(1870年代から80年代)の初等師範学校制度改革(狭義の「教師教育」⁽¹⁾改革)をとりあげ、その基本的特徴をあきらかにするとともに、今日においてその制度が限界と認識されるにいたった要因解明の手がかりを得ることをめざす。

フランスでは1990年以降、教員養成制度の抜本的な改革が進められている。それは、基本的には

1989年に新たに制定された「教育基本法(Loi d'orientation sur l'éducation du 10 juillet 1989)」—日本の教育基本法とは異なり、具体的な政策措置も規定した教育計画的な性質をもつもの—にもとづく改革である。その要点は、①伝統的に別々におこなわれてきた初等教員(教諭(instituteur)とよばれた)と中等教員(教授(professeur)とよばれる)の養成を一元化すること、その結果教員はすべて「教授」の名称で統一されることとなったこと、②そのため従来、初等教員を独占的に養成してきた師範学校(écoles normales)を廃止するとともにそれらを母体として新たな統一的教員養成機関を各大学区(académie: 地方教育行政区)に設置すること、③新たな教員養成機関では、大学の学士号取得後の学生を受入れ、まず1年間、教科専門的な教育と教育法の教育を履修させた後に採用試験にのぞませる、④採用試験合格者にはさらに1年間、「試補教員(教授)」として俸給を授けながら第2学年で教育実習中心の教育を受けさせる、⑤第2学年末に修了認定された学生(試補教員)が、教員として正式に採用(任官)される、⑥これは教員採用(広義の教員養成)と密接にリンクしたシステムで、入学者にとっては第1学年修了時に採用試験が実施され、また第1学年を経なくても採用試験に合格した者は第2

学年に編入できるという仕組みで、すべての教員が1年間試補教員(教授)としての専門的教育を受けることとなったこと、⑦この改革はさきの教育基本法にもとづくさまざまな政令等により1990年9月から段階的に進められ、なおも進行中といえること、等々と、まとめることができるものである。ここでの新たな教員養成機関は、Institut Universitaire de Formation des Maîtres とよばれるもので、各地の国立大学に附設され固有のスタッフ(旧師範学校の教員であることが多い)とともに大学教員も協力して養成教育を実施するところから、「大学付設教師教育部」と訳されたり、また大学学士号取得を入学資格とすることから「教師教育大学院」などと訳されることもある。

このような現代フランスの教員養成改革の基本的な目的や内容、実際については、わが国においても、近年になって少しずつ紹介・報告されてきた⁽²⁾。そのもっとも初期のものといえる小野田の研究報告は、この改革の基本的な路線をつぎのように簡潔にまとめている。

「これまでの教員養成は、師範学校が主として初等学校教員を排他的・独占的に養成し、中等学校教員の場合は、大学の文・理系学部及び地方教員養成センターにおいて養成教育が行われてきた。今次の改革は、このような2元的養成制度を完全に廃止し、教員養成を行う機関を大学に付設し(「大学付設教師教育部(Institut Universitaire de Formation des Maîtres, 以下ではIUFMとする)」、初等学校教員から中等学校教員までのすべてを統一して養成しようという目的をもつものであった。教員は、勤務する校種と資格によって厳然と区分された労働条件を有し、同時にそれぞれ異なった機関で養成されることで、固有の地位や意識を保持し続けてきた。師範学校の完全廃止と、中等・初等教育教員の統一した養成機構の創出は、これまでの教員養成制度を抜本的に改革しようとするものである」と⁽³⁾。

本研究は、ここにいわれる「抜本的改革」すなわち100年以上の長きにわたって初等教員の「排他的・独占的」養成を行ってきた「師範学校」の「完全廃止」という事態をまねいた根本的な要因(原因)を歴史的に追求しようとするものである。

従来、教育学および教育史領域において教員養成の問題は、わが国のそれはもちろん、アメリカおよびヨーロッパ主要各国のそれを対象とした研究が蓄積されてきたなかで、フランスに関するものは少ない。上記のような大胆な改革の経緯や状況について

の報告もけっして多くはない。さらに、後述するように、歴史的研究はほとんどなされていないのが、現状である。しかしながら、フランスの初等教員養成が19世紀の第三共和政期に確立された師範学校制度のなかで長期にわたって展開してきたこと、そこに一定の限界と問題点が露呈したことで、現今の改革が断行されていることを考えるとき、フランスの事例は、早くから同様の改革路線をとって歴史的先駆となったアメリカ合衆国をはじめとする初等教員養成の比較(史)的研究の発展にむけての適切な比較対象となり得るものと考えられる。こうした問題関心から、フランスが直面した伝統的(初等)教員養成制度の限界と問題点の淵源となった師範学校制度そのものの成立過程とそれを支えた理論や理念に関する歴史的な考察をめざすことを、本研究の目的(課題)として設定したのである。

(2) 本稿の主題

本稿の主題は、長年にわたって初等教員養成を専門的に独占してきた師範学校による教育養成制度の実質的な土台を構築する端緒となった第三共和政初期の「初等師範学校の設置に関する1879年8月9日の法律」の成立過程、正確には法案審議と制定の過程について、議会議事録(フランス共和国官報(*Journal Officiel de la République Française*))を主要史料として、可能な限りていねいに再現・整理しつつ、その審議の中心的課題・焦点とその基本的特徴をあきらかにすることにある。具体的には、下院(*Chambre des députés*)に提出された法案とその提案理由(報告)、さらに下院および上院(*Sénat*)における審議をとりあげ、時系列にそくして整理するとともに、それぞれの概要と基本的特徴をあきらかにしていく。これは、先述した研究目的達成のための基礎的作業として位置づけられるべきものである。

叙述の展開としては、まずは直接の対象であるフランス(第三共和政)師範学校に関する先行研究の整理—概要の紹介ならびに限界の指摘等—を行ない、ついで1879年の法律制定過程の時系列的な紹介および整理と分析、そして考察の結果を示すこととしたい。

II. 先行研究の検討 — 概要と特質, 限界の指摘 —

(1) フランスにおける初等師範学校史研究について

フランス本国における初等師範学校に関する歴史

的研究は、およそにおいて、①師範学校にかかわる全般的あるいは中央における法制的整備の過程を客観的ないし時系列的に整理・分析するもの、②現在（現行）の改革の根本原因となった問題点を探ろうという課題意識から師範学校の歴史を一定の視角から再考しようとするもの、③個別・具体的な師範学校の学校（変遷）史、④個別地域（地方・県など）における教員の実態解明のなかでとりあげるもの、の4種類に分類することができる。ごく近年の動向にかぎると、フランスの国立教育研究所 (Institut National de Recherche Pédagogique) 刊行の機関誌『教育史 (Histoire de l'Éducation)』による近年のレビューによれば、2002年から2005年の研究動向は、③に範疇化される個別的な師範学校史ないし複数県（地方 (région)）の2、3の師範学校史研究がほとんどであり、②に範疇化されるものが2点ほどであり、全体的に少数となっている⁽⁴⁾。以下、簡潔にそれぞれの範疇に属する研究成果の概要を紹介し、その問題点ないし限界を指摘する。

①に属するものは、いわゆる概説書ないし通史的解説書や事典類がある⁽⁵⁾。これらを一応除外すれば、フランス革命期から20世紀なかばまでの師範学校およびその制度全体の成立過程をていねいにあつづけたゴンタールの古典的な研究⁽⁶⁾を嚆矢とする。これは、おもに法制的な整備、具体的には師範学校（制度）にかかわる法律の制定過程を議会史料によって時系列的に整理し、制定された法律の内容を紹介し、それらにもとづく政令 (décrets) と省令 (arrêtés) による教育課程や学生生活の実際なども紹介している。おもに官報議事録を史料としてもちい、法律（案）の制定過程をていねいに整理している点では、先駆的であるとともに今もなお学ぶべき事項が多い。本稿作成においてもたえず指標として参照している。しかしながら、その対象期間があまりにも長期にわたるため、法律（案）制定の過程分析—審議過程の詳細な整理と議論の争点となった問題・課題の析出と歴史的な位置づけの考察まではなされていない。この点がひとつの限界と指摘せざるをえないだろう。これに続く研究には、個々の師範学校史、ならびに当時の教員の実態史解明のなかで師範学校の教育や生活実際に論及するものがあり、③および④に属する⁽⁷⁾。これらは個別事例的あるいは地域における実態史研究としては重要な意義をもつが、その反面、中央の政策史との関連や教員養成制度全体のなかでの位置づけが不明確にされていることが多い点において、一定の限界があるといえる。近年の研究としては②に属するものに注目しなければならない。これに属するものとしては、師範学校

制度の「凋落 (déclin)」を歴史的に追求しようとするラブレヴォートの研究⁽⁸⁾、調査法（アンケート）によって第三共和政後期の教員の実態の解明にせまるなかで当時の師範学校の教育体制・実際をもあきらかにしようとするオズッフらの研究⁽⁹⁾などがあげられる。とくに前者は、まさに師範学校制度の廃止を決定づける1989年教育基本法公布を直前にした論考で、その時点において師範学校制度とその教育体制がはらむ問題・限界を明確にしている点で有意義な研究であり、学ぶべき事柄も多い。しかし、その課題設定・問題視角から当然のことではあるが、歴史的研究としては現代史に属する部分に重点がおかれ、師範学校制度の基礎・土台を構築した時期・時代に関する事項の整理や分析は不十分なものとなっている。後者は、師範学校制度そのものの歴史的考察ではなく、付随的にあつかうにとどまっている点、ひとつの限界であろう。最近の研究では、ルリエーヴルのもの⁽¹⁰⁾が注目される。師範学校の問題を「公教育の教員集団」の形成としてとらえ、「フランス的な (à la française) 学校の中央集権化」に果たした役割を強調し、師範学校をフランスの「文化的・精神的秩序」をもたらす最大の「装置」としての教員集団を形成したものととらえる点が特徴的である。本稿もまた、この視角や問題関心から学ぶ点が多い。この研究は、重要な法案審議過程における政策立案・推進者の言説なども引用しつつ論考を進めるものであるが、少ない紙幅でナポレオン帝政から現代までの長期にわたる荒いスケッチ（素描）となっている点に課題が残るであろう。以上が、本研究に直接かわるフランス本国における研究状況として、筆者が管見した限りの動向と成果、ならびに個々の研究の問題点である。

(2) わが国における先行研究について

わが国においては、先述のようにフランス師範学校（制度）に関する研究は、きわめて少ないのが現状である。先鞭をつけたのが神山の論文で、フランスにおける師範学校のモデルともなったストラスブールの師範学校を個別事例的な対象としつつ、原則として各県に設置を義務づけたギゾー法（初等教育に関する1833年6月18日の法律）との関連において、その特質を第一次史料を活用しながらあきらかにした点がすぐれている⁽¹¹⁾。これに続いたのが、志村の研究である。これはフランスの概説書・通史的研究書にもとづいた、いわゆる概説的なものとどまるものであり、師範学校（制度）を対象にあつかった期間は七月王政期が中心となっている⁽¹²⁾。

別のもうひとつの研究では、国民教育制度成立期のなかでの教員運動を対象としているのである⁽¹³⁾。これに続く最近のものとしては、古沢の論考がある。これは、内外の先行研究の概要をふまえ、1833年のギゾー法から1850年のファルー法（公教育の組織に関する1850年3月15日の法律）にいたるまでの教育政策策定者たちが教員養成制度にならせた「国民創出」の思惑＝イデオロギーをあきらかにしようとしている⁽¹⁴⁾。いわゆる教育史研究のみならず社会史や政治史領域におけるフランスの近年の研究をも援用し、カトリック信仰普及の役割をになうかどうか、すなわちカトリック（勢力）の支配下に入るかどうかのはざまにおかれた師範学校制度の不安定かつ危機的状況をえがきだした点は評価に値する。しかしながら、志村同様、内外の概説書・研究書（第二次文献）にほとんど依拠したものであり、かつ、第三共和政にまでは言及されていない点が、限界であろう。すなわちこれらの先行研究はみな、フランス師範学校（制度）の法制的な出発点である七月王政を中心にあつかつており、古沢のものも第二帝政期までであって、本稿の対象とする師範学校制度の本格的かつ持続的な確立期である第三共和政にまで論及・考察が進められていないのである。第三共和政期については佐藤の論文があるが⁽¹⁵⁾、志村とおなじく、当時のフランスの概説書ないし通史的文献のみに依拠した総論的また概論的な論考にとどまっている。このように、わが国においては、第三共和政とくにその初期に確立される師範学校制度、その法制的整備と内実に関する研究は皆無といってもよい状況なのである。

以上のような先行研究の概要とその限界（問題点）をふまえたうえで、本稿では、さきのラプレヴォートとルリエーヴルの問題関心（課題設定）を継承しつつ、これらの研究ではあきらかにされていない1879年の師範学校設置法にまでさかのぼり、その成立過程・審議過程の整理と分析をとおして、その時点における教員養成改革の論議の焦点・争点をあきらかにすることを具体的な主題として設定したのである。

III. 本論 — 1879年師範学校設置法の成立過程

(1) 1879年師範学校設置法成立過程の概略

各種先行研究の指摘するように、フランスにおいて実際に師範学校制度が全国的な規模で確立し、初等教員養成の機能を果たしだすのは、七月王政期

1833年のいわゆるギゾー法制定以降のことである⁽¹⁶⁾。ギゾー法によって原則として各県には男子の初等師範学校一校の設置が義務づけられ、その後、幾多の紆余曲折さらに一種の弾圧をうけつつも⁽¹⁷⁾、普仏戦争後の第三共和政成立期には、いくつかの例外を除いて、ほぼ全県に男子初等師範学校が設置され、実際の教員養成の役割をになうにいたったのである。この場合の例外—隣接する複数の県によって一校を設置・維持—を一掃し、かつ、それまでほとんど実質的には設置されてこなかった女子の師範学校の設置義務を規定することにより、公立師範学校による初等教員（男女）の養成体制確立の端緒をつけたのが、第三共和政確立初期の1879年の師範学校設置法であった。まずは、その全文をかかげ、内容・規定を確認しておきたい。

〔〈初等師範学校の設置に関する1879年8月9日の法律〉〕

第1条 すべての県は、公立小学校の男女の教員の採用を確保するため、男女の師範学校を一校ずつ設置しなければならない。

これらの学校は、本法公布後、4年間の期間において設置されなければならない。

共和国大統領令は、公教育高等評議会の評議をうけ、二つの県が、男女の師範学校のどちらか一方、あるいは両方を連合して設置・維持することを許可する。この場合、当該の県は、県会に関する1874年8月10日の法律第89条および90条の条項によって実施することとなる。

第2条 初等師範学校の設置と維持は、県にその出費負担の義務があるものとする。

第3条 師範学校の用地、備品、校舎の維持のための出費は、1871年8月10日の法律第60条第1段落および第61条第1段落に示された条件において、通常経費に算入される。

第4条 初等教育の事業に充当される特別税をもって、師範学校の年関係費に充てることが許可される。県の予算への正式な記載は、所轄大臣を通じて行なわれる。

この財源で不十分な場合には、公教育大臣は1850年3月15日の法律第40条の第4段落に規定される条件において、補助金を認める。

第5条 師範学校の校舎と設備のために県に与えられる補助金に加えて、県の財政状況や出費を考慮し、県には、学校建築に関する法

律第1条第2段落に示された6,000万フランがあらかじめ分配される。

建設工事あるいは改修の計画と見積もりは、公教育大臣の承認を得なければならない。

要求された借用（金）が承認された場合には、現行法に従って許可された場合のみ、その借用が許可される。⁽¹⁸⁾

基本的な規程内容は、師範学校を県の公立教育機関として明確に位置づけるとともに、その設置・維持の経費にかかわる事項―各県の負担を原則とし、さらに国家補助金によるものとする―が中心となっていることがわかる。公的資金による公的事業としての師範学校制度確立をめざす政策立案・推進主体の意図を明確によみとることができるが、このような内容で制定（可決）されるにいたる法案審議の過程においては、教員養成をめぐる基本的かつ重要な論議―それは当時の政策立案・推進主体の抱く教員の資質（広義の）や能力の内実をあらわすものといえる―が、さまざまなかたちで展開されていたのである。その詳細の紹介と分析、特徴の析出を行なうまえに、さきのゴンタールの研究によりながら、適宜「官報議事録」を参照しながら、法案審議過程の概略を、以下に年表にして、簡潔にまとめておくこととしたい⁽¹⁹⁾。

〈1879年師範学校設置法制定史年表〉

1879年1月14日 下院に「初等師範学校の設置に関する法案」が提出される。「法案提出理由」報告者は、ポール・ベール(Bert, P.; 1833-1886)であった。本稿でみるように、基本的には女子教員の不足を訴え、その充足のための女子初等師範学校の設置を各県に義務づけようとするものであった。同時に男子教員の師範学校の設置も各県にあらためて義務づけ、それらのための財政的措置を講じることが、ねらいであった。

1879年1月25日 下院における法案の検討委員会が組織される。委員会は、委員長のポール・ベール以下、Devès, Barodet, Le Provost de Launay, Parent, Sallard, Lockroy, Mathé, Papon, Chalamet, Parryで構成された。なかでも、バロデ(Barodet, D.; 1823-1906)が活発な意見の開陳を行なうこととなった。

1878年4月1日 下院で、検討委員会の報告。報告者は、ポール・ベール。のちに紹介す

るように、統計資料等もふくむ膨大な報告であり、かつ、「緊急宣言(L'urgence a été déclarée)」とされた。

1878年6月8日 下院における法案の第1回審議。ここでも、「緊急宣言」がなされ、暫定的に法案が可決される。

1879年3月17日 下院における第2回審議。いったん暫定的に可決された法案に関する総括的討議ならびに逐条審議が長時間にわたってなされる。教員養成あるいは教員の資質・能力の観点からみて、重要な発言がなされている。修正案も提出され、翌日にもちこされる。

1879年3月18日 下院における第3回審議。昨日の継続審議。修正案の提出があいつぎ、一部は検討委員会に持ち帰りの検討事項とされる。

1879年3月20日 下院における継続審議。一部の修正がなされ、法案全体が可決される。

1879年3月22日 下院で可決された法案が、上院におくられる。

1879年3月27日 上院の検討委員会が組織され、検討が開始される。委員会は、委員長のFerrouillatのほか、Ronjat, de Rozière, Merlin, de Parieu, Foucher de Careil, de Ventavon, Chesnelong, Baron de Larcyによって構成された。

1879年7月17日 上院で、法案検討委員会の報告。報告者は、Ronjat。ここでも、法案の直接的な目的とともに、教員の資質とその養成に関する注目に値する報告がなされている。

1879年7月29日 上院で、法案審議が始まる。

1879年7月30日 上院での継続審議。

1879年7月31日 上院での継続審議。当時の公教育大臣ジュール・フェリー(Ferry, J.; 1832-1893)が、注目すべき発言をしている。

1879年8月1日 上院で、法案の逐条審議の末、法案全体が可決される。

1879年8月9日 「初等師範学校の設置に関する1879年8月9日の法律」として公布される。

以上に概略をしめした法案審議と成立の過程につき、以下では、具体的な法案提出理由の報告、検討委員会の報告、両院における審議の過程の概略と重要な発言など、時系列にそくして、ていねいに整理・紹介し、それをふまえたうえで考察を加えてゆきたい。

(1) 1879年師範学校設置法の成立過程—議会での報告と審議

1. 下院における1878年1月14日の最初の法案の提出

上述のように、師範学校設置法の最初の原案（法案）が下院に提出されたのは、1878年1月14日であった。この時点のフランスは、パリ・コミューンの鎮圧で人気をたかめたマクマオン元帥（MacMahon, M. E. ; 1808-1893）大統領のもと、王党派を中心とする保守派と真の共和政を希求する共和派の激突のなかで「法のうえに共和国の存在が明記された」いわゆる「1875年憲法」が制定され、第三共和政が法制上スタートした、わずか三年後のことであった⁽²⁰⁾。いわばあやうい勝利の勢いによって、この法案も提出されたわけであるが、政情はいまだに不安定であり、法案審議も難航するのであった。まずは、その出発点である、最初の法案提出時の下院の状況と、その提案理由について、共和国官報をみてみよう。

はじめに議長が、「議題は、初等師範学校の設置に関するポール・ベール氏の提案についての審議に移る。緊急宣言がなされた。ポール・ベール氏に発言を許可する」として、ポール・ベールの法案提出＝提案理由の開陳と法案（原案）の提出となる。以下、ポール・ベールの報告を、引用してゆく。

「諸君、1833年6月28日の法律第11条は、『すべての県は、単独で、あるいは隣接するもうひとつの県もしくは複数の県との連合で、一校の初等師範学校を設置・維持しなければならない』と命じている。しかし、この規定は男子教員のための師範学校にのみ適用されたのであり、1836年6月23日の勅令も、1833年法のほとんどの規定を女子教育に拡大適用したけれども、女子教員のための師範学校については、沈黙しているのである。

その結果、今日では79校の男子教員の師範学校が設置されているが、それまでの長い期間に、女子教員の師範学校は17校しか設置されず、しかもそのうちの9校は（普仏—引用者）戦争後に設置されたものであるのが、現状である。」

このように切り出しながら女子師範学校の絶対的不足を指摘し、ジュール・シモン（Simon, J. ; 1814-1896、第二帝政期から初等教育の義務化等を提唱し、パリ・コミューン崩壊直後の公教育大臣をつとめた⁽²¹⁾）の言葉を引用しつつ、女子教育振興の重要性を

強調し、そのための師範学校設置の必要性を、以下のように説くのである。

「それゆえ、私は諸君に、男子教員の師範学校に関する1833年法の規定を、女子教員の師範学校に適用することを求めるのだ。・・・中略・・・私は、1833年法の義務的規定を再度とりあげ適用することが有効だと考える。さらに私の見解では、共同で師範学校を維持するために各県に連合することを認めている条項を削除することが望ましいのである。」

さらに師範学校設置の現状、とくにいまだに複数の県で設置・維持されている師範学校の事例を紹介したのち、つぎのように報告をしめくくるのである。

「この種の事柄にはお金と時間を惜しまないことが必要だ。私たちには、女子教員が不足している。それを満たすためには、どのような犠牲を払ってでも、可能な限りすばやく対応しなければならないのである。

最後に、各県に、いまだ設置されていない師範学校の創設を義務づけるためには、法にかなった実現に必要な不可欠な財政的な方途・筋道をつけることが必要である。財源に欠くならば、県は特別に課税しなければならないだろう。そして、さらに不足する場合には、国家が必要な補助を行なうこととなるだろう」と⁽²²⁾。

この報告では、おもに女子教員のための師範学校＝女子教員養成の専門的かつ公的な機関（施設）の設置を目的とし、あわせて男女ともに各県一校ずつの師範学校設置をめざしていること、そのために必要となる経費（財源）確保ないし保障の方途を提案することが主張されている。そこには「女子教員」の「不足」は述べられているが、その教員に必要な資質や能力などについては言及されていない。これらのことについては、のちの全体討議ならびに逐条審議の過程において、前者は、とくに具体的に「不足」とされる数字および統計にあらわされた数字とその解釈をめぐって、後者はそれと関連づけられて討議がなされることとなる。その意味で、この報告は、その後の審議・討議の中心課題となるべきテーマを引き出す役割をになうこととなるのである。

この報告に続いて提案された法案は、たいへん簡潔なもので、以下にしめすように、2条で構成された、まさにその後の審議のたたき台となるべきものであった。

「法の提案

第1条 — すべての県は、公立（市町村の一引用者）男女教員の需要をまかなうに十分なように、一校の男子教員の師範学校および一校の女子教員の師範学校を設置しなければならない。

第2条 — 師範学校の当初の建造ならびに備品は、県の義務的負担とする。

男女の師範学校の当初の建造費用をまかなうに必要な財源のない県は、学校設置のために、5年間を上限として、おもに四つの直接税に特別の1サンチームの税を課税しなければならない。

このことによってもなお支出をまかなうことができない場合には、国家による補助によって補填されることとなるであろう。⁽²³⁾

このように、1879年1月14日にポール・ベールが提出した報告ならびに法案は、その後の審議の焦点となる問題をあらかじめふくみこんだ、包括的で問題提起的な内容となっていたのである。

この後、当時の公教育大臣バルドウ (Bardoux, A.; 1829-1897, 共和派のひとりで、時のデュフォール内閣 (cabinet Dufaure; 1877-1879) の公教育大臣一筆者註) が各県知事と県会に調査を行なうとともに、「初等教育の進歩のために努力」することをもつめる「通達 (1878年1月31日付)」をだし、その結果、10の女子師範学校が新たに設置・開設されることとなるのである⁽²⁴⁾。この動向は、この後の法案審議にも大きな影響を与えることとなる。すなわち、同年6月の法案審議の過程において、提案主体=政府側は、この設置計画が進行中の10校の女子教員のための師範学校のすみやかな開設・実現の必要性和緊急性をもちだすことで、全体討議および逐条審議を一時的に回避し、暫定的な法案可決にもちこむこととなるからである⁽²⁵⁾。しかし、そこにいたる前に、同年4月、ふたたびポール・ベールが報告者となり、さきに年表にあげたように、下院検討委員会における検討と討議にもとづく膨大な委員会報告ならびに新たに修正された法案を提出するのである。つぎには、その報告および法案の内容と基本的特徴について、稿をあらためて、検討することとしたい。

註

(1) 周知のように、近年の「教師教育 (teacher education)」の用語は三好が訳出・紹介したことから始まる。今日では、教員としての生涯にわたる職能 (資質) 向上 (発達) の段階 (たとえば、養成⇒採用⇒研修、など) を意味することが多いが、もともと三好は、ド・ヤング (De Youg, C. A.; *American Education*, 4th ed, 1960, pp.232-234.) の示した、教師の「養成 (training)」と「準備教育 (preparation)」さらに「教育」という、おもにアメリカ合衆国における教員養成の「発達の三つの段階」という歴史的展開の意味をもふくめて用いていた点に注目したい。三好信浩『教師教育の成立と発展—アメリカ教師教育制度史論—』東洋館出版、昭和47年、11-19頁。

(2) 近年のものでは、Bouvier, A.: “Les Instituts Universitaires de Formation des Maîtres (IUFM): des établissements improbables, complexes et prometteurs”, in Criblez, L. et Hofstter, R. (sous la direction), *La formation des enseignant (e)s primaires: Histoire et réformes actuelles*, Peter Lang, 2000, また、わが国のものとしては、園山大祐「フランスにおける教師教育大学院 (IUFM) の問題と展望」『日本教師教育学会年報』(9), 2002年、園山大祐「フランスにおける教師教育大学院 (IUFM) の実態分析」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』24(2), 2002年などがある。わが国での本格的な研究としては、古沢常雄を研究代表者とする『フランスの教員と教員養成に関する研究』(平成13~15年度科学研究費補助教育最終報告書), 2004年によって、端緒がつけられつつあるのが現状といえる。

(3) 小野田正利「大学付設教師教育部による初等・中等教員養成制度統一の意義と課題」, 小林順子 (編) 『21世紀を展望するフランス教育改革—1989年教育基本法の論理と展開—』, 東信堂, 1997年, 235頁。

(4) *Histoire de l'Education*, no.95-96, septembre, 2002, p.94, no.99-100., septembre, 2003, pp.101-103. et p.146., no.103-104, septembre, 2004, pp.96-97., no.107-108, septembre, 2005, p.98.

(5) いわゆる概説書では, Gontard, M.: *L'Oeuvre scolaire de la Troisième République*, Toulouse, c.1950,

Fourrier, Ch.: *L'Enseignement français de 1789 à 1945*, Paris, 1965, Léon, A.: *Histoire de l'enseignement en France*, Paris, 1967, Prost, A.:

- Histoire de l'enseignement en France 1800-1967*, Paris, 1968, Chevallier, G. et Groperrin, B. : *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours*, Paris, 1971, Mayeur, F.(éd.) : *Histoire générale de l'enseignement et de l'éducation en France, tome III, de la Révolution à l'Ecole république*, Paris, 1981 など。また、辞典類では、Demnard, D. : *Dictionnaire d'Histoire de l'Enseignement*, Paris, 1981, Rouet, G. : *Dictionnaire pratique de l'enseignement en France*, Paris, 1996, Champy, Ph. et Etévé, Ch. : *Dictionnaire encyclopédique de l'éducation et de la formation*, Paris, 2000 など。
- (6) Gontard, M. : *La Question des Ecoles Normales Primaires*, Toulouse, 1975.
- (7) たとえば近年のものであるが、オート＝ソーヌ県(Haute-Saône)の師範学校の歴史とその教育(学習)および学生生活をあつかったクラドの研究など。Clade, J.-L. : *Ecoles et instituteurs en Haute-Saône au temps de Jules Ferry*, Edition Cabédita, 2001. また、教員の実態・日常をあつかったものとしては、古くはデュボウの研究, Duveau, G. : *Les Instituteurs*, Seuil, 1957, また七月王政期から1880年代初頭までをとりあげた, Reboul-Scherrer, F. : *La vie quotidienne des premiers instituteurs 1833-1882*, Hachette, 1989, また、第二次大戦期まであつかった, Villin, M. et Lesage, P. : *La galerie des maîtres d'école et des instituteurs 1820-1945*, Christian de Bartillat, 1990 などがある。
- (8) Laprévote, G. : *Les Ecoles Normales Primaires en France 1879-1979*, Lyon, 1984.
- (9) Ozouf, J. et Ozouf, M. : *La République des instituteurs*, Paris, 1992.
- (10) Lelièvre, C. : “L'Evolution des Politiques de Formation des Instituteurs en France aux 19^e et 20^e siècles”, in Criblez, L. et Hofstetter, R.(sous la direction), op. cit.
- (11) 神山栄治「フランスにおける教員養成制度の成立について」『日本の教育史学』第16集, 1973年
- (12) 志村鏡一郎「ブルジョワ自由主義の教育政策」, 梅根 悟 (監修)『世界教育史大系10 フランス教育史Ⅱ』, 講談社, 1975年
- (13) 志村鏡一郎「国民教育制度の成立と教員勢力の模索—フランス」および「教員政策の模索—フランス」, 梅根 悟 (監修)『世界教育史大系30 教員史』, 講談社, 1976年
- (14) 古沢常雄「19世紀中葉のフランス教員養成の課題—師範学校を巡るイデオロギー問題—」, 古沢常雄・研究代表者, 前掲『フランスの教員と教員養成に関する研究』
- (15) 佐藤英一郎「第三共和国成立・発展期の教育」, 梅根 悟 (監修)『世界教育史大系10 フランス教育史Ⅱ』, 講談社, 1976年
- (16) 志村, 前掲論文「ブルジョワ自由主義の教育政策」, 38-39頁。
- (17) 古沢, 前掲論文参照。
- (18) Sirey, *Lois Annotées, etc*, 1880, p.572.
- (19) Gontard, M. ; *La Question.*, op. cit., pp.89-103. の叙述を参考に, 適宜, 1878年および1879年の *Journal Officiel de la République Française* によって補完し, 作成した。
- (20) 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦 (編)『世界歴史大系 フランス史3 19世紀なかば⇒現在』, 山川出版社, 1995年, 126-128頁。
- (21) Demnard, D. : *Dictionnaire.*, op. cit., pp.696-697.
- (22) *Journal Officiel de la République Française du 23 janvier 1878*, p.580.
- (23) loc. cit.
- (24) Gontard, M. : *La Question.*, op. cit., p.92.
- (25) *Journal Officiel de la République Française du 6 june 1878*, pp.6478-6479.